

介護老人保健施設「西寿」

短期入所療養介護利用約款・介護予防短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設「西寿」(以下「当施設」という。)は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(以下「短期入所療養介護」に「介護予防短期入所療養介護」を含む。)を提供し、一方、利用者及び利用者の保証人となる者(以下「保証人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年8月1日以降から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画(予防サービス計画含む)にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス(予防サービス)計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状や、認知症症状の進行など、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供範囲を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び保証人が、当施設の職員又は利用者に対しての暴力行為やハラスメント行為がみられた場合。また施設の設備・備品への毀損行為などや、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

ただし、令和4年8月より保証人による債務は、極度額100万円とします。

- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 11 条 利用者及び保証人は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、各フロア接遇向上委員や担当支援相談員、介護支援専門員に申し出ることができます。また、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函し、文書で管理者宛てに申し出ることできます。

(賠償責任)

第 12 条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。
- 3 損害賠償等については、全老健共済会による介護老人保健施設総合補償制度に加入し、誠意を持った対応を行います。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設「西寿」のご案内（重要事項説明書）
（令和6年8月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設「西寿」
- ・開設年月日 平成10年5月1日
- ・所在地 福岡市西区生の松原3丁目18番9号
- ・電話番号 (092) 892-3060
- ・ファックス番号 (092) 891-5724
- ・管理者名 青木知信
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4051180182 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設「西寿」の運営方針]

- ・「病院併設型」であることを生かし、利用者の皆様の多様なニーズに対応する。
- ・明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者の意志及び人格を尊重したサービスの提供に努める。
- ・利用者の自立を支援し、家庭復帰を目指す。
- ・地域の方々との交流やボランティアの積極的な受入れを行い、地域に開かれた施設を目指す。
- ・身体拘束の廃止に努める。
- ・情報の開示に努める。

(3) 施設の職員体制

	人数	業務内容
・医師	1名以上	日常の医学的対応を行う
・看護職員	10名以上	医師の指示により医療行為及び看護を行う
・薬剤師	1名（兼務）	医師の指示により調剤・服薬指導を行う
・介護職員	35名以上	サービス計画に基づく介護
・支援相談員	2名以上	相談業務及び他機関との調整
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	3名以上	機能訓練のプログラム作成、実施、指導
・管理栄養士	1名	利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の管理
・介護支援専門員	1名以上	短期入所療養介護計画の立案・介護サービスの案内
・事務職員	2名	施設の庶務及び事務処理
・その他	4名以上	施設の管理、清掃

※医師については、法人に当直医あり。

〈勤務体制〉

	勤務体制（基準業務）	人 数
・医 師	・ 08：30～17：00	1名以上
・看護職員	・（早出） 08：00～16：30 ・（日勤） 08：30～17：00 ・（遅出） 12：00～20：30 ・（夜勤） 16：30～09：00	1名 4名 1名 1名
・介護職員	・（早出） 07：00～15：30 ・（日勤） 08：30～17：00 ・（遅出） 11：30～20：00 ・（遅出） 12：00～20：30 ・（夜勤） 16：30～09：00	5名 7名 2名 3名 4名
・支援相談員	・ 08：30～17：00	2名
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	・ 08：30～17：00	3名
・管理栄養士	・ 08：30～17：00	2名
・介護支援専門員	・ 08：30～17：00	2名
・事務職員	・ 08：30～17：00	2名

※時間外の医師については、法人にて当直医あり。

- (4) 入所定員等 ・定員 100名（うち認知症専門棟 27名）
・療養室 個室 14室、2人室 1室、4人室 21室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 08時00分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション、レクリエーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

送迎地域 西区、早良区の一部（西寿を中心として半径4.5kmの範囲）

送迎時間については、ご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 医療法人 西福岡病院
 - ・ 住 所 福岡市西区生の松原3丁目18番8号
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 やまだ歯科医院
 - ・ 住 所 福岡市西区田尻1-7-45

◇緊急時及び事故発生時の連絡先

なお、緊急の場合には「利用誓約書及び利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 高齢者では突発的な事故（骨折などの外傷等）が発生したり、症状が急変したりする場合がありますので、緊急時や病状悪化時には、ご家族の同意を待たずに緊急入院などの処置を講ずる場合もあります。
- ・ 療養上の都合により、フロア・居室の移動を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・ 利用者の身元については、配偶者又は保証人において責任をもち、対応して下さい。
- ・ 月1回の医療保険証・介護保険証など必要書類の窓口提示をお願いいたします
- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間は09時30分～20時00分までとなります（緊急の場合を除く）。
- ・ 外出・外泊は、施設長の許可が必要となりますので職員にお申し出下さい。
- ・ 飲酒は原則として医師の許可が必要となります。
- ・ 設備・備品の利用において故意に物品を毀損したり、許可なく物品を施設外に持ち出したりする事を禁止します。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは施設の承諾を得ることとします。
- ・ 金銭・貴重品の管理は各人の責任とします。その紛失・盗難については施設では責任を負いません。
- ・ 外出泊時等、施設外での受診は原則として出来ません。緊急時は施設の指示を受けて下さい。
- ・ 宗教活動はご遠慮下さい。また施設内の秩序、風紀・安全衛生の保持にご協力下さい。
- ・ ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓などの設備を整えています。
- ・ 防災訓練 年2回以上。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、喫煙、飲酒」は禁止します。違反した場合は、当施設より解除する場合があります。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員及び介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話092-892-3060)

要望や苦情などは、各階に接遇向上委員がおりますのでお寄せいただければ、速やかに対応いたします。玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただいても構いません。また、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. 身体拘束について

当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、緊急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合は、当施設の医師がご家族に説明し、文書による同意を得て実施します。身体拘束を行った場合は行動観察記録を残し、改善へ向けて取り組みます。

お問い合わせについては、身体拘束廃止委員（担当者）が対応いたします。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について（重要事項説明書）
（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（以下、「介護予防短期入所療養介護」含む）の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1・1）短期入所療養介護 基本料金（1割負担）

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

	個室	多床室
・要介護1	954円	1,041円
・要介護2	1,009円	1,098円
・要介護3	1,080円	1,170円
・要介護4	1,140円	1,229円
・要介護5	1,200円	1,291円

*上記金額には、体制加算としてサービス提供体制強化加算Ⅰ（1日23円）、夜勤職員配置加算（1日25円）が含まれています。介護職員等処遇改善加算（1日53円～）は、基本料金の総合計より、当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各個人によって金額が異なります。

*その他の加算として条件を満たす場合加算されます。下記加算表をご参考下さい。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	251円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	80円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	126円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	126円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ（障害4級以上）・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	193円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。 (往復は385円)
総合医学管理加算	288円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	53円	利用者の口腔の健康状態を評価しうえて、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	9円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	542円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	105円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(1-2) 短期入所療養介護 基本料金 (2割負担)

①施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	個室	多床室
・要介護1	1,908円	2,082円
・要介護2	2,017円	2,195円
・要介護3	2,159円	2,339円
・要介護4	2,280円	2,458円
・要介護5	2,400円	2,581円

*上記金額には、体制加算としてサービス提供体制強化加算Ⅰ(1日46円)、夜勤職員配置加算(1日50円)が含まれています。介護職員等処遇改善加算(1日105円～)は、基本料金の総合計より、当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各個人によって金額が異なります。

*その他の加算として条件を満たす場合加算されます。下記加算表をご参考下さい。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	502円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	159円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	251円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	251円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障害4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	385円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は769円)
総合医学管理加算	575円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	105円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	17円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	1,083円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	209円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	21円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(1-3) 短期入所療養介護 基本料金 (3割負担)

①施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	個室	多床室
・要介護1	2,862円	3,123円
・要介護2	3,026円	3,292円
・要介護3	3,239円	3,508円
・要介護4	3,420円	3,687円
・要介護5	3,599円	3,872円

*上記金額には、体制加算としてサービス提供体制強化加算Ⅰ(1日69円)、夜勤職員配置加算(1日75円)が含まれています。介護職員等処遇改善加算(1日157円～)は、基本料金の総合計より、当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各個人によって金額が異なります。

*その他の加算として条件を満たす場合加算されます。下記加算表をご参考下さい。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	753円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	239円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	377円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	377円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障碍4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	577円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は1154円)
総合医学管理加算	862円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	157円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	25円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	1,624円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(I)	314円	下記(II)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(II)	32円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(2-1) 介護予防短期入所療養介護 基本料金 (1割負担)

①施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	個室	多床室
・要支援1	759円	798円
・要支援2	924円	979円

*上記金額には、体制加算としてサービス提供体制強化加算I (1日23円)、夜勤職員配置加算 (1日25円) が含まれています。介護職員等処遇改善加算 (1日53円～) は、基本料金の総合計より、当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各個人によって金額が異なります。

*その他の加算として条件を満たす場合加算されます。下記加算表をご参考下さい。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	251円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	80円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	126円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	126円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障碍4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	193円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は385円)
総合医学管理加算	288円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	53円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	9円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	542円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(I)	105円	下記(II)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(II)	11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(2-2) 介護予防短期入所療養介護 基本料金 (2割負担)

①施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	個室	多床室
・要支援1	1,518円	1,595円
・要支援2	1,848円	1,957円

*上記金額には、体制加算としてサービス提供体制強化加算Ⅰ(1日46円)、夜勤職員配置加算(1日50円)が含まれています。介護職員等処遇改善加算(1日105円～)は、基本料金の総合計より、当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各個人によって金額が異なります。

*その他の加算として条件を満たす場合加算されます。下記加算表をご参考下さい。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	502円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	159円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	251円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	251円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障害4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	385円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は769円)
総合医学管理加算	575円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	105円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	17円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	1,083円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	209円	下記(Ⅱ)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	21円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(2-3) 介護予防短期入所療養介護 基本料金 (3割負担)

①施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	個室	多床室
・要支援1	2,276円	2,392円
・要支援2	2,772円	2,935円

*上記金額には、体制加算としてサービス提供体制強化加算Ⅰ(1日69円)、夜勤職員配置加算(1日75円)が含まれています。介護職員等処遇改善加算(1日157円～)は、基本料金の総合計より、当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各個人によって金額が異なります。

*その他の加算として条件を満たす場合加算されます。下記加算表をご参考下さい。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	753円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	239円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	377円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	377円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障碍4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	577円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は1154円)
総合医学管理加算	862円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	157円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	25円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	1,624円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(I)	314円	下記(II)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(II)	32円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(3) その他の料金(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 共通)

- ①食費 1,700円/1日
 ・朝食 400円 ・昼食 600円 ・おやつ 100円 ・夕食 600円
 (ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ②滞在費(療養室の利用費) / 1日
 ・従来型個室 1,728円
 ・多床室 437円(認知症専門棟個室含む)
 (ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)
- *上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、料金表をご覧ください。認定証の提示がないと、一旦第4段階の利用料をお支払い頂くこととなります。
- ③利用者が選定する特別な療養室料 / 1日
 個室 1,320円(認知症専門棟は除きます)
 2人室 1,100円
- ④理美容代 実費(1,500円~2,000円程度。別途資料をご覧ください。)
- ⑤証明書や診断書、カルテ等記録物の謄写費用については実費を頂くこととなります。
- ⑥日常生活用品代(身の回り品150円・教養娯楽費150円)として1日 300円頂くこととなります。詳しくは、料金表をご覧ください。
- ⑦その他(利用者が選定する特別な食事の費用等)は、実費を頂くこととなります。利用者が選定する手芸・工作物の材料費については、実費程度の料金をご負担いただきます。
 *請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

(4) 支払い方法

- 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、銀行振込、入所契約時にお選びください。